

第2編 個別的労働関係法

第1章 労働契約の当事者

第1 労働者

1 意義

(1) 労基法上の労働者

職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいう（労基法9条）

→ 「事業」とは、一定の場所において相関連する組織のもとに業として継続的に行われる作業の一体をいう（昭22.9.13 発基17号）

＊ 「事業」の適用の単位について

本社・支店・工場等がある場合に、適用単位が問題となる

→ 主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として分割することなく一個の事業とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業とする

→ 実情に合わない場合は、同一場所にある部門でも分けて適用することもある

→ 出張所、支所等で規模が小さく組織的関連ないし事務能力を勘案して一の事業という程度の独立性のないものの場合は直近上位の機構と一括して一の事業として取り扱うこと

→ 以上から、事業は主として場所的観念で決定されるが、従業員規模、労働者及び労務管理の区分の有無、組織的関連ないし事務能力等も総合して個々の事業の適用単位が決定され、その一単位が「事業」としてその適用単位となる（昭和22年9月13日発基17号、昭和23年3月31日基発511号、昭和33年2月13日基発90号、昭和63年3月14日基発150号、平成11年3月31日基発168号）

(2) 労契法上の労働者

使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう（労契法2条1項）

(3) その他の労働法上の労働者

最賃法、労安法→労基法上の労働者と同義（最賃法2条1号、労安法2条2号）

労災保険法→明文はないものの、労基法上の労働者と同義と解されている

- ・「横浜南労基署長（旭紙業）事件・最判平 8.11.28」は、労災保険法上の労働者は労基法上の労働者と同じであると解する「原審の判断は、正当として是認することができ」と判示した。
- ・保険給付は労基法所定の事由が生じた場合に行う（労災保険法 12 条の 8 第 2 項）とされていることから、労災保険法は災害補償（労基法 8 章）を補填する制度として制定されたものといえる（「新宿労基署長（映画撮影技師）事件・東京高判平 14.7.11」）